

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和2年12月7日（月） 午後1時01分から  
午後3時05分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、太田正美、井上伸史、二ノ宮健治、守永信幸、小嶋秀行、吉村哲彦

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

今吉次郎、古手川正治、戸高賢史

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第124号議案及び第125号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第116号議案、第119号議案及び第120号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することにより全会一致をもって決定した。
- (3) 政策条例の効果等の検証について、令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況について及び高病原性鳥インフルエンザへの対応についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県内所管事務調査を12月10日に実施することを決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 白岩賢一  
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

# 農林水産委員会次第

日時：令和2年12月7日（月）13：00～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

13：00～15：00

### (1) 付託案件の審査

第124号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第125号議案 工事請負契約の変更について

### (2) 合い議案件の審査

第116号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第119号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について

第120号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①政策条例の効果等の検証について（おおいたの食と農林水産業振興条例）

②令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況について

③高病原性鳥インフルエンザへの対応について

④養殖ヒオウギガイの出荷自主規制と本県の貝毒監視体制について

⑤今年産水稻の状況と今後の対策について

⑥大蘇ダムの浸透抑制対策について

⑦2020年農林業センサス結果の概要について

### (4) その他

## 3 協議事項

15：00～15：10

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として今吉議員、古手川議員、戸高議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方にお願ひします。

発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願ひします。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願ひします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件及び、総務企画委員会から合議のあった議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

初めに、第124号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

**宇都宮農林水産企画課長** 第124号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

議案書では29ページになりますが、説明は農林水産委員会資料で行うので、資料の1ページをお開き願ひします。

さきの第2回定例会の常任委員会において御報告しましたが、農林水産部が所管する公の施設のうち、大分農業文化公園、大分県都市農村交流研修館、大分県林業研修所の3施設が、今年度末をもって指定期間の満了を迎えることとなります。このため、本議案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和3年4月1日からの新たな指定管理者の指定について議決をお願いするものです。

新たな指定管理者の指定にあたっては、今年6月に指定管理候補者選定委員会を設置し、7月から9月に指定管理者の公募を行いました。選定委員会により、応募のあった団体に対するヒアリング等が行われ、慎重かつ厳正に審査が

実施され、このたび、これら施設の指定管理候補者を選定しました。

選定理由等は、それぞれの施設の担当課長から御説明します。

**三浦地域農業振興課長** まず、1大分農業文化公園、大分県都市農村交流研修館についてです。

1団体から応募があり、審査の結果、公益社団法人大分県農業農村振興公社を指定するものです。

指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、提案価格は、総額6億8,451万円です。

お手元のA3の資料、別冊1大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理候補者の選定概要を御覧ください。

1施設の概要についてです。大分農業文化公園は、豊かな自然と親しみながら農業・農村文化を学び体験する施設として、平成13年4月に杵築市山香町に開園しました。

2次期指定管理業務の内容については、必須業務として、公園は施設及び設備の利用に関するほか、農業・農村に係る情報の提供に関することや、都市と農村との交流の促進に関することなど、また、研修館は都市と農村との交流に関する研修などとしています。(2)、(3)に記載のとおり、任意で自主事業、サービス改善提案事業を行えることとしています。

3今期の実績と総合評価の結果については、(1)①の公園の入園者数は、年間33万人の目標は達成できていません。令和元年度が最多の29万人となっていますが、ネモフィラブルーフェスタなど新たな取組により、入園者が増加したものです。②の研修館の利用者満足度は、目標値4.5を上回る実績となっています。

(2)外部委員による総合評価は、80点でおおむね良好な評価をいただいています。

4次期の提案内容については、これまでの実績を踏まえ、公園では次期5か年の入園者数と

満足度、研修館では利用者数と満足度の目標値を定め公募を実施しました。応募のあった公益社団法人大分県農業農村振興公社からは、ネモフィラなど計画的なゾーニングによる見どころ作りや、フリーサイトキャンプ場の新設によるアウトドア需要の対応強化などの提案がありました。

5 選定委員会の結果については、委員 5 名による選定の結果、施設の目的等に合致した提案及び実行能力、専門性のあるスタッフ確保、経営基盤の安定性を理由に、指定管理候補者として大分県農業農村振興公社が選定されました。サービス提案事業としてダム湖面の有効活用による公園の魅力向上が採択されました。

大分農業文化公園の今後について御説明します。

お手元の A 3 資料 2 ページの大分農業文化公園・大分県都市交流研修館について一番下段、さらなる見直しの実施を御覧ください。

農業文化公園は開園後約 20 年が経過し、現在の利用状況を踏まえた施設の在り方を見直す時期が来ています。このため、今年度から来年度にかけて、コンセプトの変更、施設の見直しなどと合わせて、見直し後の施設にふさわしい名称についても検討していきます。

また、今回の指定にあたり、多くの方々から御意見をいただきました。指定管理者に対して、施設の美化やさらなるコスト削減、利用者増などについて、機会あるごとに強く求めるとともに、改善策についても随時提案するよう求めています。

**吉川林務管理課長** 次に、2 大分県林業研修所についてです。

農林水産委員会資料 1 ページにお戻りください。1 団体から応募があり、審査の結果、公益財団法人森林ネットおおいたを指定するものです。指定期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、提案価格は、総額 1 億 1, 8 1 5 万円です。

選定概要を御説明するので、お手元の A 3 の資料、別冊 2 大分県林業研修所の指定管理候補者の選定概要を御覧ください。

1 施設の概要です。当林業研修所は、林業従事者等が利用する研修施設として昭和 56 年に由布市に開所するとともに、研修用の施設や機械を配備し、林業に必要な様々な研修を行える施設となっています。

2 次期指定管理業務の内容です。必須業務として労働安全衛生規則等で定める林業に必要な研修教育業務のほか、施設の維持管理や使用許可に関する業務となっています。また、任意で自主事業、サービス改善提案事業を行えることとしています。

3 今期の実績と総合評価の結果です。①の研修満足度、②の延べ利用人数とも、目標値を上回る実績となっており、外部委員による総合評価も 79 点とおおむね良好な評価をいただいています。

4 次期の提案内容です。これまでの実績を踏まえ次期 5 か年の研修満足度、延べ利用人数の目標値を定め公募を実施しました。応募のあった団体は、公益財団法人森林ネットおおいた 1 団体で、自主事業として林業アカデミーや緑の雇用研修の実施、サービス提案事業として、県内の高校生を対象とした職場見学会が提案されました。

5 選定委員会の結果です。委員 5 名による選定の結果、堅実な実績や管理者としての信頼性、計画の実行能力を理由に、指定管理候補者として森林ネットおおいたを選定するとともに、サービス提案事業が採択されました。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**井上（伸）委員** 大分農業文化公園について、いつも質問していて、これまでもいろいろ説明があり、そのときも話しましたが、赤字だから無料、無料だから赤字ということを今後何年ぐらい続けるお気持ちですか。こればかりずっと続けても、いつになっても変わらないですよ。

大分県農業農村振興公社がノウハウを持っていると言っているが、どんなノウハウを持っているか全く分からないですよ。

確かに、園内施設等が少しは良くなっているが、それにしてもあまり変わらないというか。

だから、ちょっと今後は考えてもらわないと。

この前説明があったときに、議員からも、あってもなくてもいいんじゃないとかか、こんな施設はどうだなんていう意見が出ているでしょう。それに対してもう少し真剣に考えてほしいんです。

大分県都市農村交流研修館についても、せっかくあれだけのいい施設なのにかかされていませんよね。研修して何の成果があったということも分からない。利用者数を指標としているけど、やはりこの時期になったら、もうそろそろ切り替えないと。

もう十何年間指定管理をやっていて、トータルして100億円超えているでしょう。中身をもう少し真剣に考えないと。いつもこういった話があり、次は5年後でしょ。5年後になると、県議会議員はまた改選があるじゃないですか。そうすると、また最初から皆さんに説明しなきゃいけないでしょう。

今までずっとそういった私たちの思いがあるのに、それがそのときそのときいつも削られていて、同じようなことを何回も繰り返す。もうちょっと見直しをしてもらわないと私は困るなと思っています。

今後は、視察などして、そういった部分を十分見させていただきますが、真剣に考えてやっていただきたいと思います。

大分県林業研修所にしても、もう少し内容を充実させて、これからの林業をどうするかも含め、実質的なことは結構やっていますが、そのほかのいろんな面、技術的な面においても、活用できるようなものも必要じゃないですか。木材を活用して、こうしたらこうだよと林業の明るさが見えてくるようになるといいなと思います。

ちょっと取り留めのない話でしたが、指定管理も含めて、十分考えてやってもらいたいと思います。

**三浦地域農業振興課長** 何点か御質問いただきました。

今後何年続けていくかですが、これは条例がある限りということで、何年と決めているわけ

ではありません。

それから、指定管理候補者のノウハウですが、この公園の目的は、農業農村の理解を深めていただく、よく知っていただくということであり、農業関係に詳しい大分県農業農村振興公社が候補者として選定されました。

今後の在り方については、常任委員会で報告しましたが、今回の指定管理者の更新にあたり、内部で検討し、中長期計画を作り、公募に際して提示しています。さきほど若干触れましたが、引き続き、検討していきたいと思います。

今、委員からも言われましたが、真剣に考えているのは間違いないので、よろしく願います。

**井上（伸）委員** 施設がある限りというのは分かるが、赤字だから無料、無料だから赤字ということは何年続けるんですかということです。

こういう状況において、これだけ投資してやっているなら、新しいことをもう少し考えてやってもらわないと、いつまでも変わらないということを行っています。

気持ちとしては施設がある限りとは思いますが、私は中身だと思うので、中身を十分考えてやってほしいということを行っています。

無料だから赤字、そういった時代は過ぎた。もう少し考えてもらわないと。そういう時代じゃないと思います。

**三浦地域農業振興課長** 御意見ありがとうございます。

今回の指定管理更新に際しても、新たな提案としてアウトドア事業があがっています。

今後も、今、委員が言われたとおり、新しい取組については、コンセプトの見直し等とあわせて、その中で十分考えたいと思うので、よろしく願います。

**井上（伸）委員** それと選定委員のメンバーが変わっていますね。いつから変わりましたか。

**三浦地域農業振興課長** 選定委員は、引き続きの方もいますが、今回、新たに見直して、税理士、別府大学の先生、世界農業遺産の会長、県職員2名で、うち1名は県職員で地元の杵築市に出向している杵築市の課長が入っています。

**井上（伸）委員** 県職員じゃないですか。役職も課長、やはり出向された職員でも、いろんな意見を上にはなかなか言えないじゃないですか、そういう立場の方たちは。なぜ変わったのか。前は部長級じゃなかったの。

**三浦地域農業振興課長** 選定委員会の委員については同じようなレベルの方々を今回も選定しています。

**井上（伸）委員** 後で調べるからいいです。

**太田副委員長** 今年の入場者数を見ると、10月のコキアの花が満開になったときに断トツで伸びているという一つの事例もあるので、コンセプトを変えればということじゃなく、やはり今何がトレンドなのかということもしっかりつかまえて、その中身のことをもう少し踏まえて、例えば、くじゅう花公園でも、なぜあれだけの人を集めているのかとか、公社の方々がもう少しその辺の研究を深めて、来場者増につなげてほしいと思うので、よろしくお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** なければ、委員外議員の方、御質疑はありませんか。

**戸高委員外議員** 議案勉強会のときも1点問題提起しましたが、その中身については労使間の問題になるので、あまりここで言うのは適当か分かりません。管理については非常にうまくしていただき、魅力ある施設だなという印象を持っています。パート従業員と正規職員の格差の問題ですが、ある一定の年齢に達した場合は、その年齢に沿って有休の日数が割り当てられていますが、実際、その有休を使えるようなシフトになっていないのが現状で、その不満から辞められた方も何人かいるということです。また、私も見せてもらいましたが、ハローワークでパートの定年が定年制なしと表示されていますが、実際入ったら定年は何歳ですと告げられたということです。これらのことが単なる労使間の話でいいのかという思いがあったので、今後の評価をする上で、できればそういうところも社員がモチベーション高く仕事に取り組めるような形のしっかりした審査をしていただければと要

望します。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第125号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**安東農村基盤整備課長** 第125号議案工事請負契約の変更について御説明します。

議案書は30ページです。委員会資料の2ページで御説明します。

本議案は、大分市高崎の放生溜池改修工事に係る請負契約の変更に関するものです。

まず、1の工事概要ですが、(3)のとおり堤体工123.4メートル、洪水吐工、斜樋工などのため池の全面改修を行うものです。

次に、2の経緯ですが、平成31年4月1日より工事を行ってきましたが、さきの7月豪雨により、堤体法面が崩壊したことから、改修工法について抜本的な見直しを行い、現在、新たな改修工法にて堤体工事を実施しています。

3の変更内容ですが、(1)の工法の変更の内容としては、中段の断面図を御覧ください。細線が既設の堤体の形状であり、太い破線が7月豪雨で崩壊した後の状況です。当初は、堤体盛土を上流部に盛り立てる形で施工を行う予定でしたが、今回、斜線で囲まれた7月豪雨により被災した崩土及び既設の堤体の緩んだ土砂を除去した上で、盛土を施工することから、盛土量が2万5,400立方メートルから、今回4万9,800立方メートルと大幅に増加することになります。

(2)の請負額の変更ですが、こうした堤体盛土の変更に加え、豪雨時に流入する雨水を排出する仮排水設備や底樋の施工において施工歩掛の変更も必要となったことから、請負額は現在の4億2,691万8,800円から、1億

5, 962万3, 200円増額し、5億8, 654万2千円となります。

最後に(3)の工期の変更ですが、改修工法の検討や追加の仮設工事等に不測の期間を要したことにより、完了工期を現在の令和2年12月25日から90日間延長し、令和3年3月25日までとするものです。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった、第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第119号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について及び第120号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

なお、第119号議案の関係上、税務課秋山主幹に御出席いただいています。

**河野畜産振興課長** 第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、家畜人工授精事務分について御説明します。

議案書は16ページです。委員会資料の3ページで御説明します。

1改正の理由ですが、和牛の精液等が国外に不正に輸出される事案が発生したことから、精液等の流通の規制を強化するため、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令が9月28

日に施行されました。改正された省令では、家畜人工授精所の開設許可証の書換え交付及び再交付が県の事務として位置付けられたため、大分県使用料及び手数料条例の別表第3家畜人工授精事務を改正するものです。

2家畜人工授精事務の概要ですが、家畜改良増殖法に基づき、県機関である四つの家畜保健衛生所が、家畜人工授精師免許証や家畜人工授精所の開設許可証の交付事務を行っており、県は、本条例第3条に基づき、手数料を徴収しています。

3改正の内容ですが、下段新旧対照表にあるとおり、当課が所管する家畜人工事務に、家畜人工授精所の開設許可証書換え交付及び家畜人工授精所の開設許可証再交付の事務を新設し、新たに1件当たり1,700円の手数料を徴収するものです。

なお、施行期日は、公布の日としています。

**河野森との共生推進室長** 第119号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は19ページです。委員会資料の4ページから11ページで御説明します。

6ページを御覧ください。前回の第3回定例会常任委員会の諸般の報告で説明しましたが、その後、9月30日から10月30日までの1か月間パブリックコメントを実施し、16名の方から27件の御意見が寄せられました。意見の概要は、3の(1)にあるように、税の継続に賛成する意見が多数であり、反対意見はありませんでした。主な意見は、3の(2)にあるように、災害に強い森林づくりや森林・林業教育を推進してもらいたいなど、税の継続を支持する意見が多く寄せられました。詳しくは7から9ページにまとめているので後ほど御覧ください。

4ページにお戻りください。1の改正理由ですが、引き続き、森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成する施策の財源を確保する必要があることから、2の改正内容にあるとおり、5年間の適用期間の延長を行うものです。

なお、税率は、現状を維持することとしており、単年度の税収は約3億3千万円を見込んでいます。

5ページを御覧ください。4の今後の使途については、8月に森林づくり委員会から報告された今後のテーマに沿い、大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代につなぐため、災害に強い森林づくりやシカ被害対策、子どもの森林・林業教育など、多様な事業に取り組んでいきたいと考えています。

なお、10、11ページに、これまでの成果を掲載しています。10ページにあるように、河川沿いのスギを伐採し、広葉樹に転換したり、11ページにあるように、低コストの再造林を推進したり、子どもの森林体験活動支援などを行っています。

**田染農地活用・集落営農課長** 第120号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、農林水産部所管部分について御説明します。

議案書は20ページです。委員会資料の12ページで御説明します。

本県では、地方自治法及び本条例に基づき、農地法で知事の権限に属するとされている農地転用等の事務の一部について、現在、8市1町1村に移譲していますが、今回、新たに日田市と竹田市から権限移譲の同意があったことから、条例の改正を行うものです。

1の特例条例の改正内容ですが、移譲する主な事務は、1の(1)から(8)にあるように農地転用に関する許可権限や違反転用者に対する処分の権限等です。この改正によって、日田市と竹田市が許可権者となることで事務処理の短縮化が図られるとともに、違反転用等に対する迅速な対応が可能となり、問題の早期解決が期待できます。

なお、施行期日は、令和3年4月1日です。

県としては、引き続き、農地法の適正な運用が図られるよう、移譲を受けた市町村に対する研修など、事務処理体制の充実に向けた支援を行っています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第116号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第119号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第120号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは①の報告をお願いします。

**三浦地域農業振興課長** 平成21年に施行されたおおいの食と農林水産業振興条例の効果等の検証について御説明します。

お手元に別途配付している別冊3 おおいたの食と農林水産業振興条例を御覧ください。

本条例の構成は、第1条において目的を定めています。

2ページを御覧ください。第3条では基本理念として第1号で安全安心な農林水産物の生産・供給と食の重要性についての県民の理解、第2号で持続可能な農林水産業経営の確立、第3号で農山漁村の振興という三つの柱が設定されています。第4条から第7条ではそれぞれの主体の役割と連携を定めています。

3ページを御覧ください。第8条ではさきほど述べた三つの理念にのっとり14の基本的施策が定められ、その確実な執行に向けて第9条以降において、基本計画の策定、推進体制の整備、財政上の措置の規定が設けられています。

なお、大分県農林水産業振興計画は本条例の第9条に定める基本計画として位置付けられています。

次に、効果の検証について御説明します。ここからは、あらかじめ議会事務局より御指示のあった様式に沿って説明します。

委員会資料の13ページをお開きください。

1の条例に基づき実施している事業の概要を御覧ください。農林水産部の全ての事業がこの条例の方向性と軌を一にして実施されているので、ここでは条例にある基本理念、基本施策ごとに主な1事業のみを掲載しています。

まず、一つ目の基本理念に係るものとしては、安全・安心な農産物等の生産を図るため、JGAPの認証取得に向けた取組を支援するとともに、県民理解を図るため、県産食材を利用した飲食店との連携や、地産地消商品開発コンテスト、学校給食における県産品の活用に向けた取組を行っています。

(2)の持続可能な農林水産業経営の確立では、マーケットニーズに対応した販路開拓・販売促進や、先端技術を活用した作業の省力化、担い手の確保・育成などに取り組んでいます。また、水田畑地化や防災力の強化に向けた、ため池等の更新整備など生産基盤の整備を行っています。そのほかにも、環境との調和や付加価

値の向上、次のページを御覧いただき、ベリーツなどの新品種・技術の開発と普及などにも取り組んでいます。

(3)の農山漁村の振興では、地域が共同で行う法面の草刈りなどの保全活動支援や、世界農業遺産ブランドをいかした地域振興に係る事業を実施しています。

2の成果を御覧ください。おおいた農林水産業活力創出プランを本条例で定める基本計画に位置付けていることから、成果指標についても同じく令和5年度の創出額2,650億円を採用しています。達成状況は直近の平成30年度で2,216億円、率にして83.6%となっています。

最後に、課題と今後の方向性についてですが、3の課題にあるとおり、人口減少や、グローバル化、先端技術の発展など農林水産業を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした課題にしっかりと対応するため、15ページに記載のとおり、挑戦と努力が報われる農林水産業、安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりに向けて、農林水産部職員が一丸となって取り組んでいきます。

**篤海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**篤海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**篤海委員長** 別に御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

**宇都宮農林水産企画課長** 令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況について御説明します。

お手元に配付した別冊4 令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況を御覧ください。これは、8月に策定した推進計画の11月10日時点の進捗状況を取りまとめたものです。

まず、75ページと76ページを御覧ください。農林水産関係の被害ですが、76ページの上半分の小計にあるように、県計で182億3,

500万円の被害がありました。特に、75ページの下から3段目の農地・農業用施設の被害額が136億1,600万円と、非常に大きくなっています。今回の豪雨では、県西部を中心に農地への冠水・土砂流入や農業用水路の被災が多発しており、平成29年の九州北部豪雨の農地・農業用施設の被害額54億円の2.5倍の被害額となりました。その他、75ページ下4行目、畜産も含めた農業関係栽培施設で約4億円、76ページ1番上の林地崩壊で約17億円、3行目、林道で約14億円などの被害が生じています。

次に、15ページをお開きください。復旧・復興の状況です。2農地・農業用施設等の復旧の(1)①市町による復旧事業を御覧ください。復旧事業費が40万円以上の国庫補助事業による災害復旧については、激甚災害の指定により、農地で約96%、農業用施設で約98%に国庫補助率がかさ上げされる予定です。

事業箇所3,183か所について、9月8日から順次、災害査定が開始され、12月までに完了する予定ですが、災害査定を受けるにあたり、市町の査定設計書作成に要する人的不足を補うため、市町の要請に基づいて、県の農業土木職員を派遣しています。

また、災害査定効率化のため、通常の机上査定の限度額200万円を、農地では500万円、農業用施設では600万円に引き上げるとともに、査定件数の多い由布市と九重町については、被災代表断面と被災延長のみで、復旧数量を算出することができる簡素化査定を導入しました。現在、査定完了箇所から、工事発注に向け、準備を行っています。

15ページ下の3ため池の復旧を御覧ください。事業箇所は23か所ありますが、災害復旧事業の対象となる8か所のうち、10月までに5か所で災害査定が終了しており、現在、工事発注に向け、準備を行っています。残る由布市の3か所は今月、災害査定の予定です。

16ページを御覧ください。二つ目の林地崩壊の復旧ですが、これは、災害関連緊急治山事業で実施します。国との協議を経て、10月2

6日に国が事業決定をしており、11月から事業に着手しています。

17ページを御覧ください。(3)①林道です。10月12日から災害査定が開始され、査定が終了したところから順次、事業に着手しています。査定は12月11日までに完了する予定です。

6ページを御覧ください。農業用ハウスや農業用機械等の復旧への支援、水田農業への支援です。これは、被災した農業用ハウス等の再建・修復・補強や農業用機械などの再取得・修繕、水田農業の継続に向けて追加的に行う土づくりや作業委託等に要する経費を支援するもので、交付決定前の事前着手が認められています。事業費の合計は約1億2千万円で、年度内に復旧が完了する見込みです。

下の畜産農家への支援は、被災した畜舎、機械等の整備や廃用となった乳用牛の代替家畜の導入、土砂・がれきの撤去等に要する経費を支援するもので、こちらも事前着手が認められています。事業費は約2,300万円で、農地転用の手続が必要な1件を除き、おおむね年度内に復旧が完了する見込みです。

進捗状況の概要は以上です。

**篤海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんか。

**井上(伸)委員** 災害復旧する時点で、いろいろお願いしましたが、費用対効果という言葉が言われました。要するに費用がかかり、復旧してもそれほど効果がないというのか、費用がかかり過ぎるからやらないというのか。

こういった災害復旧において、費用対効果という言葉自体、どういう思いで言われているのか。これは県職員が言われたんですね。ちょっと私たちから要望するとき、そういうことを言われるとどうも理解に苦しみます。その辺、どのようにお考えですか。

現地災害対策会議で話したが、全然響かず、林業関係の復旧のお願いをしたときもそう言われました。災害復旧で費用対効果と言われると、これは困ったなと思ったので、その辺の尺度と

どうか、どういう思いで言われたのか、その辺どうですか。山林が崩壊しているところです。**中野森林保全課長** 費用対効果という言葉が適正かどうかは分かりませんが、まず国庫補助事業の採択においては、被害金額が1千万円以上とか、保全対象が10戸以上とか、そういった採択基準があります。

ただ、一方で、そういった採択基準に乗らないものは、県単事業で対応することになるので、費用対効果だけで判断しているものではないと考えています。

**井上（伸）委員** 皆さんが事務的な思いで言われるのは分かりませんが、一般の皆さん方に費用対効果がありませんとか言ったら、言われた方は非常に困るんですね。あれ、やらないの、どうなるのと。ただ事務的に評価がどうなるからできませんと、事務的にはいいだろうけど、被害に遭った人から見れば、非常に理解に苦しみます。だから、その辺、そういった言葉は、あまり私はよろしくないのじゃないかと思います。やはり最善の努力をしますということと言わないと。いや、そこは費用対効果がないからできませんとかいう話なんですかね。

特に私たちが生活するところは田舎ですから、人通りが少ないんですね、本当言って。そうすると、下はあまり人が通らないから、上もやったら悪いのかな、やらないのかなと思うじゃないですか。その辺のところではぜひとも費用対効果という言葉については慎重に考えて物申してもらわないと困るなということをお願いしたいんですが、部長、その辺はどうですか。

**大友農林水産部長** 災害にはいろんな意味で、中身がいろいろあると思います。例えば、直接、県が持っている施設に被害があった場合の復旧の捉え方と、今、委員がおっしゃったように、山林そのものを被害と捉えるかどうかという概念があると思います。その山が崩れたことにより、それに伴う下流域の被害をどう未然に防ぐか、そういう意味で緊急治山であったり、復旧ではなくて、別の事業になってくると思います。

そのときの採択にあたり、今、委員がおっしゃったように、効果という言い方がいいか悪いか

は別にして、国の基準があって、それに伴って算定したときに、その対象にならないというのはあるかと思います。それに備えて県単も用意しているので、それぞれの現地をしっかりと確認しながら、その上でしっかり話をし、話を聞くことが大事だと思います。そういった意味で言葉遣いの中で、嫌な思いをという部分があるかもしれないし、被災された方々は非常に困っていると思うので、丁寧な対応をしていきたいと思っています。

**井上（伸）委員** その崩壊した上に、住宅が壊れているんですよ。下がえぐれているんですよ。上は崩れて、家が壊れて、もう住めない状況になっていて、その下流のところの筋が山林崩壊しているんですよ。

そういうときにそういう言葉があったので、非常に住民は不安を感じて、私に言ってきたわけです。私が直接聞いたときもそういう話だったから、それはおかしいんじゃないという思いがあったので言いました。そういったことなら伝えますが、ぜひともやってください。お願いします。

**太田副委員長** 関連ですが、ほかにも今回の災害査定とかで、県の職員が事情聴取に行ったときに、すごく事務的な話をして、やはり被災者に寄り添った言葉がけを慎重にしてほしいと思いました。むかつと来るような言葉遣いをして、被災者を憤慨させるような場面もあったと聞いています。特に今回、日田、玖珠の災害で、さっき土木建築委員会でもその話が出ましたが、日田の土木事務所長がそういう発言をしたことも聞いたので、やはり被災者にもう少し寄り添った言葉遣いをしてほしいと思います。

**吉村委員** 7月豪雨の件で1点お伺いします。

天ヶ瀬温泉の210号線の陸橋——日田から大分に向かっていると、登り切ったところから、少し下るところに陸橋があると思います。その陸橋の下で、山林崩壊とまではいかないと思いますが、多少崩壊箇所があり、そこがちょうど旅館の露天風呂の下、基礎の部分が流されているというか、落ちている部分があり、いろいろな補助対象にはまらないという部分で困惑され

ていますが、そこに関して何か県としての認識をお伺いできればありがたいのですが。

**中野森林保全課長** 天瀬のそのの箇所についてはまだ把握していませんが、例えば、土木事務所の事業として急傾斜地等に指定されていれば、土木関連事業で行えるし、保安林なら治山事業でいろいろな事業等あります。

また、現場に応じて、保全対象の数とか、そういったことに応じてメニューがあるので、振興局に御相談いただければと思います。

**吉村委員** 新紫陽というホテルのところですか。もし確認が可能であればお願いします。私も土木にも話をしているし、国にも相談をしています。なかなかうまくはまらないというところで、非常に困惑しているのと、これはさきほどの太田副委員長の話にも少し関連しますが、私が相談した際には、そのホテルは大して大変じゃないからいいと、これは私が言われて、おお、よう言うたなと思っています。確かに被害の大小はあると思いますが、非常に困っている部分もあります。農林だけじゃないと思うので、確認だけでもお願いできればと思います。

**二ノ宮委員** 3点教えてください。

15 ページですが、今回の災害について、一番私たちが心配しているのは、河川と農地の工事のすみ分けということで、3番に道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整という項がありますが、これはうまくいっているのかと、どういう状況を1点教えてください。

それと、今、最終的な農地、それから工作物の国庫補助率を教えてください。

それと、災害については3か年で完成させるということですが、査定が終わった段階で今年というか、来年の作付けが可能か土地、そして翌年度になる土地、それから最終年になる土地が分かるのかどうか。もし分かる場合は、それぞれの農家にどういう方法で知らせているかということもできたら教えてください。

**安東農村基盤整備課長** まず、河川と農地のすみ分けですが、災害が起きた段階で各振興局と市町村、それから河川の管理者である、例えば、

県の土木事務所等々と、河川と農地の二重採択防止ということで、どこがどのような形で復旧するか協議を行って、お互い災害査定を受けていくように進めています。

いずれにしても、河川の方で境界とかを立ち会いながら決めていく関係で、農地農業用施設は市が事業主体なので、市と県の土木事務所と河川管理者等々で立ち会いながら災害復旧の実施に向けて協議しながら進めていくという現状です。

今の段階では、そうした形ですみ分けをしながら、査定は順調に進んでいると聞いています。

2点目の、最終的な補助率です。さきほど激甚災害になった段階で農地が96%、施設は98%と説明しましたが、災害査定が終わった段階で査定額が決まります。査定額をもってして、農家1戸当たりの負担金をそれぞれ出すことになり、その負担金の大小により、災害の補助率が最終的に決まります。いわゆる増嵩申請が1月にあり、これを農地農業用施設については、市町村で作業し、国の承認をもらい補助率が決定する流れになっています。

3点目の3年かかるという話と作付けの状況です。今は査定を受け、まだ工事発注の段取りの段階ですので、どの部分が作付け可能になるとか、どの部分が復旧するとかということについては、正直お答えすることは難しいですが、今後、恐らく1月、2月からどんどん工事の発注になると思います。工事の発注状況を見据え、作付けの状況等について把握しながら、必要ならば、本復旧、さらには復旧できない部分については、仮畦畔を設置するとか、または農業用水が足りない部分については、仮設ポンプ、揚水ポンプを借りるとか、こうした対応をしていきたいと考えています。

**二ノ宮委員** 3点目ですが、恐らく一番に水路とか頭首工とか、施設的なものからやっていると思いますが、その後の農地の順番はどうやって決めていきますか。もちろん市町村が主体だと思いますが。その辺の順位の付け方が分からないのですが。

**安東農村基盤整備課長** 明確な基準はないと思

います。委員が言われるとおり、まずは水路関係を優先して、皆さんが水を使える状態に持っていくということだと思います。田んぼについては、河川との絡みで河川の復旧状況を見据えながら進めていくので、その進捗によって遅れてくるところが出てくるかなど。それに関係ないところについては、早期に復旧を進めていきたいと思います。

いずれにしても、今年度、予算がどのくらい付くか分かりませんが、それを繰り越して早急に工事発注していきたいと思っています。

**守永委員** 災害復旧等で査定の準備だとか、設計書を組むとか、いろんな業務が増えてきていると思いますが、職員の皆さんの疲れはどうか。さきほどのいろんな発言も踏まえると、忙しいあまり、ちょっと気が短くなっているのかなという気がしないでもないですが、その辺のフォローをきちんとしていただきたい。また、業者も結構厳しい環境下で仕事をしていると思うので、今の情勢の中で、今後の工事の発注がどのくらいになる見込みで、入札に参加する業者があるのかという情報がもし分かれば教えてください。

**安東農村基盤整備課長** ありがとうございます。

今回の災害査定について、農地農業用施設は市町村が事業主体と言いつつも、査定設計書作成や被害状況調査の支援のため、県から市町へかなりの職員が行っており、夜、残業しながら手伝っています。

さらには、自分の担当事業の執行もあるので、そこら辺は我々もしっかり状況を把握しながら、現場の担当所属の部長等とも相談しながら、健康管理についてはしっかり取り組んでいきたいと思っています。

限られた期間——災害査定が12月までと決まっているので、そこに向かって頑張っているのが現状です。

それと不調不落の件については、言われるとおり、業者は一杯一杯な仕事量を持っているというのも聞いています。

しかし、災害復旧は時間も限られており、農家の方々には、次の年の作付けが待っています。

査定ももうすぐ終わるので、こういった部分も踏まえ、業界等とも相談しながら、できる限り発注を進める形で協議を進めていければと考えています。

今の段階でどのくらいの発注率かというのは、分かりません。

**守永委員** ありがとうございます。見込みを立てづらいのも実態だと思うし、ぜひいろいろな情報を集め、また逆に発信しながら、工事にあたっては事故等が起きないように、また、職員の皆さんの健康管理も含めて順調に進めるように御配慮をお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、次に、③から⑦の報告をお願いします。

**河野畜産振興課長** 資料の16ページをお願いします。香川県や宮崎県などで相次いで発生している高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び対応について御報告します。

11月5日の香川県での発生以降、発生農場は15例、20農場、初動防疫作業により212万4千羽の殺処分が行われています。

今回の一連の事例では、発生時期が過去最速の11月初旬であること、香川県三豊市における限局的な発生など、過去に類を見ない状況となっています。

またウイルスの血清型が、韓国、国内の野鳥などから確認されているH5N8亜型であることから、本県においても最大の警戒体制をとっています。今のところ、県内では異状を確認していません。

次の17ページをお願いします。具体的な対応としては、養鶏農家に対し、発生情報の周知、早期通報の徹底、防鳥ネットの点検などを指示しています。また、毎日の死亡羽数の報告を求めています。

発生防止策としては、四国からのフェリーが到着する臼杵港、佐賀関港、別府港で人及び車

両用消毒マットを11月11日から設置しました。さらに、鶏舎周辺の消毒については、家禽1羽以上飼養している方を対象に、11月24日から、順次、消石灰の配布、消毒を実施しています。

死亡野鳥などのサーベイランス調査では、環境省が定めた最大対応レベル3の検査体制としています。11月以降、2件の通報がありました。いずれも陰性です。また、野鳥の糞便検査も今のところ陰性です。糞便調査は、宇佐市のほかに10か所程度の地点でも実施していく予定です。

また、発生に備えて、11月9日と12月1日に県総合対策本部幹事会を、11月10日と11月25日に市町村や防疫作業に協力していただく県建設業協会、県トラック協会、県建設機械リース業協会などを参集し緊急の連絡会議も開催しています。

**景平審議監兼漁業管理課長** 資料の18ページをお願いします。佐伯市南部海域で発生した養殖ヒオウギガイの出荷自主規制と本県の貝毒監視体制について御報告します。

1 概要ですが、右の図にあるとおり県の最南端に位置する佐伯市南部海域で生産されている養殖ヒオウギガイについて、貝毒検査を行ったところ、規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、12月2日から出荷の自主規制を行うよう生産者に要請しました。

同海域での養殖ヒオウギガイの規制は過去にも発生しており、平成30年4月以来、2年ぶりとなります。

麻痺性貝毒とは、二枚貝が原因となるプランクトンを食べることで体内に毒を蓄積するものです。

県では、貝毒を持った二枚貝が市場に流通しないよう貝毒監視を行っており、国が定めた規制値を超えると、出荷規制となります。

2 経緯ですが、10月26日にプランクトン検査で毒化を引き起こすアレキサンドリウムパシフィックカムというプランクトンが増加していることが確認されました。11月2日にはプランクトン数が警戒密度を超えたことから予備検

査をし、国が定める規制値を超える貝毒が検出され、今回の措置となりました。

3 出荷規制ですが、国の規制値を超えたことから、食品衛生法に基づき、生産者に対してヒオウギガイを出荷しないよう要請しました。このため、市場に毒化した貝は流通していません。

今後は、貝毒検査を毎週行い、3週連続して規制値以下となれば規制を解除します。

4 貝毒対策ですが、これまでに貝毒プランクトンが増えても養殖ヒオウギガイがなるべく毒化しないよう対策を行っています。

一つ目は、プランクトン増加時に避難できるよう避難漁場を潮通しの良い沖合に設け、そちらに貝を移動させる。二つ目は、貝を覆い、貝が貝毒プランクトンを食べる量を減らす貝毒軽減シートを水産研究部が開発し、普及を進めています。

**田染農地活用・集落営農課長** 資料の19ページを御覧ください。今年産水稻の状況と今後の対策について御説明します。

今年産水稻の作柄については、2年連続の不作となり、作況指数は10月15日時点で77と、平成以降、5年産と並ぶ低い作況指数となっています。

1の収量等の低下要因としては、①7月の日照不足による穂数不足及び9月の日照不足による登熟不良、②8月の異常高温や登熟期後半の肥料不足による籾の充実不足、③トビイロウンカの多発と吸汁害による登熟不良、④台風10号の乾燥した風の影響による籾ズレや籾数の減少などがあげられます。

また、2の今後の対策についてですが、気象被害等の軽減を図るため、①品種構成の見直しを行い、ヒノヒカリから既存品種のつや姫やにこまるへの転換とともに、新たな品種の導入に向けた検討を行い、品種分散対策を行っていきます。

さらに、収量向上のため、②土づくり・肥料対策として、気象変動に対応するため堆肥投入による土づくりの推進と、省力化技術として使用されている肥効調節型肥料の成分量等の見直しを肥料メーカーと検討します。

なお、③2年連続して多発生したトビイロウンカ対策として、苗箱施薬剤の新薬の導入を、引き続き、進めていくとともに、④生産者へ早期に発生状況などの情報を的確に行う体制を再構築していきます。

**黒垣農村整備計画課長** 資料の20ページをお願いします。国営大野川上流農業水利事業で造成した大蘇ダムの浸透抑制対策工の状況について御報告します。

1 浸透抑制対策工の概要ですが、平成25年度から令和元年6月まで対策工事を実施しています。工事完了後、同年10月まで試験湛水を行いました。事業費は126億3千万円で、そのうち県の負担金は約19億4千万円となっています。

事業内容ですが、図にもあるとおり、法面対策としてコンクリート吹付等を21万平方メートル、池底対策として土質ブランケット等を4万平方メートル、計25万平方メートルの対策を実施しています。

次に、2 試験湛水の状況及び検証です。令和元年6月に始まった試験湛水では、水位上昇とともに浸透量が一時的に1日当たり約2万8千トンまで上昇しましたが、その後、約2千トンで安定し、10月に試験が終了しました。5か月間に及ぶ試験湛水結果を基に、九州農政局が設置したダム技術検討委員会の意見を踏まえ、九州農政局が効果検証を行った後、九州地方整備局による完成検査に今年3月、合格しています。

次に、3 令和2年の浸透量の状況です。本年1月以降の浸透量は、貯水位や降雨状況によって差が現れています。1月の中旬には1日当たり平均2千トンでしたが、8月上旬の平均2万2千トンを最大に、10月以降は約1万5千から2万トンの水準で推移しています。国としては、いずれ昨年と同様に安定していくものと推定しています。

次に、4 国の大蘇ダム対策工の効果に対する考え方です。浸透抑制対策工は10年に1度の渇水年でもダムの貯水量を確保できることを目標に計画されています。国からは今回、昭和4

3年の計画基準年において、現状の浸透量を当てはめて用水計算を行ったところ、用水の供給は可能であるとの報告を受けています。

最後に、5 今後の対応ですが、国は、11月30日から職員2名を現地に常駐させ、ダムの点検・監視体制の強化を図るとともに、関係機関との情報共有を密に行うこととしています。

また、有識者から構成されるダム安全性評価委員会を現地で開催し、専門家の意見を踏まえながら技術的検討を行う予定です。

県としては、蓄積された浸透量データなどの精査結果や浸透抑制対策の技術的な分析について、国から報告を受けることになっており、その内容を検証し、対応していきたいと考えています。

**宇都宮農林水産企画課長** 資料の21ページをお願いします。11月27日に農林水産省より公表された2020年農林業センサス結果の本県の概要について御報告します。

本調査は、5年ごとに農林水産省が行う調査で、農林業の生産・就業構造を明らかにすることを目的としており、今回はその一部として、経営体に係る調査結果の概数値が公表されました。

まず、1の経営体数等ですが、表1の2行目を御覧ください。令和2年の農業経営体数は平成27年と比較してマイナス6,320経営体、率にして24.9%の減少となりました。これは、高齢によるリタイアに加え、後継者不足によるものと考えられます。

林業経営体はマイナス1,892経営体、率にして58.7%と大きく減少していますが、これは施業が事業体に集約される一方で、林家が自ら行う施業が減少したことが要因と考えられます。

基幹的農業従事者はマイナス9,007人で29.5%の減少となり、平均年齢も70歳で高齢化が進行しています。

次に、2の農業経営体の経営規模です。表2で、県内では10ヘクタール未満の経営体が減少する一方で、10ヘクタール以上の経営体が増加しており、高齢による小規模農家のリタイ

アが続く中で、これまで実施してきた集落営農組織の法人化や企業参入の取組成果に加え、農地集積による規模拡大が進んできたものと考えられます。

次に、3の農業経営体の販売金額です。表3で、県内では100万円未満の零細な経営体が減少する一方で、3千万円以上の経営体が増加しており、さきほどの表2の経営規模の大きな経営体が増加するのにあわせて販売金額が大きな経営体も増加したものと考えられます。

次の22ページをお願いします。4販売金額1千万円以上の農業経営体数について、九州各県との比較を表4に整理しています。下から4行目が大分県で、令和2年の1千万円以上の経営体数は1,348経営体で、九州で最も少なくなっています。また、一番右の列にある経営体に占める割合についても、7.1%と九州最下位となっています。このように販売規模は、九州では低位にあります。真ん中の列の増減を御覧いただくと、5年前と比較して、本県は1千万円以上の経営体数が15経営体増加しており、九州各県が減少傾向にある中、本県と長崎県が増加しています。

表5を御覧ください。販売金額1千万円以上の経営体数が少ない要因について整理しています。要因として、左から2列目の中山間地率が69.6%で九州で最も高く、全国でも5番目で、地勢的に不利な状況にあることに加え、一つ右の列にあるとおり、1経営体当たりの経営耕地面積は1.68ヘクタールで九州で2番目に小さい規模となっています。

また、一番右の列ですが、作付け延べ面積当たりの水稻作付率は41.2%で、九州で最も高く、九州平均を10%上回っており、米への依存度が高いことが販売金額が低調な要因となっています。

このように、これまでの取組による一定の効果が現れているものの、経営体の減少、高齢化は続いているとともに、経営体の経営規模や販売額はまだまだ低い状況です。このため、引き続き、水田畑地化による高収益な園芸品目への転換や担い手の規模拡大に向けた農地の集積・

集約化、新規就業者の確保や企業参入の促進など、構造改革の取組を着実に進めていきます。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんか。

**井上(伸)委員** 最近、林業経営体の中で、木材市場が山林を所有するケースが非常に多くなっていますが、御存じですか。木材市場が林業地を買って、本当に経営的なことができるのか、林業に対する思いはどうかと。私も少し山を所有しているので、その辺のところはどうかかなと。県として、こういった状況をどのように捉えているのか。この林業経営体の中にそういうところが入っていますか、その辺どうですか。

**吉川林務管理課長** 木材市場が山を借りている話は我々も聞いており、彼らは自分たちの商売をやる上で、一定量のストックを持っておきたいという思いもあって借りていると思いますが、一方で、これだけSDGsとか、いろんな環境の意識が高まってくると、木材市場も森林所有者への還元とか、山の広域的機能の発揮ということも意識してやっていると思います。

我々が今見ている感じでは、むちゃくちゃな伐採をしたりということは聞いていないので、大きいところは大きいなりにきちっとした社会的責任を持ってやっていただいているかと思います。

それから、センサスの結果の話です。言われるとおり、我々もここまで減っているとは思っていませんでしたが、一方で、これだけ数が減ってきていることについては、恐らく想像ですが、大規模なところに集約が進んでいるかと思っています。

県の林業政策としても、中核林業経営体という大きなところに集め、効率化を図っていくという方向性で進めてきており、一定の効果があつたのではないかと考えています。

一方、小さい方々の関心がなくなることは問題があると思っており、所有者も山のことに関心を持ってもらいたいという思いがあるので、そこは普及という形で取り組んでいきたいと思

います。

**井上（伸）委員** 市場の場合は、持っておきたいんじゃないですよ。売る方が、もう将来管理ができないから、この際、伐採して、仕方なく売っているんですよ。そういうことで、どんどん市場の所有が増えている状況です。御存じのように、植付けから造林までには非常に年月がかかるという点で、市場が本当に経営できるのかなという思いがあるんです。ですから、市場も持っておきたいんじゃないです。仕方なく買うところもあるんです。そういう視点を持ってもらわないと。これまでの山の売買は、基本的に整備された山を購入するものでしたが、最近、御存じのように、安い伐採した跡地という状況です。

それと、テレビ等でも見ますが、山を一般の方々を買っているじゃないですか。そういった状況も今後増えると思います。

そうすると、山の経営が本当にできるのかなと。そういった視点からも皆さん方も手を打っておかないと。高齢化によって、今後、動きが非常に激しくなります。本当に山の整備、運営はどうかなということをもう少し考えてほしいと思いますが、その辺どうですか。

**吉川林務管理課長** 言われるとおり木材市場に限らず、山を買っている方は、買ってほしいと言われて買っている方がいるという話も聞いています。

でも、我々としても、そういう方々であっても、まずはきちんと山の管理をしてもらいたいという思いは、委員が言われるとおりなので、例えば、森林経営計画とか、去年から市町村が管理する経営管理制度が始まっており、そういったところを使って、我々としては任せきりにするのではなく、行政からもきちっと計画を立ててやってほしいという話もしていきたいと思っています。当然、何か整備をする場合は法律に基づいた手続も必要になるので、そういったところをきちっと指導していきたいと思っています。

**太田副委員長** 20ページの大蘇ダムの浸透抑制効果に関して、11月のマスコミ報道で、受け取り方として県民の間に少し誤解があるのか、

それとも、ある程度そういう量は最初から予想されたことで、用水の供給については全然不足していないのか、その辺をお尋ねします。

**黒垣農村整備計画課長** まず、1点目の今回の報道ですが、さきほどの資料にあるように、昨年、湛水試験が終わった段階で、国が地元等に説明に来たときに、浸透量が約2千トンで安定し、それで効果が出たと説明しています。

現在、約1万5千トンから1万6千トン程度の値が出ているので、この辺の数値の開きが、やはり地元としては不安だということになっていますが、国は、どちらかというところの数値のばらつきを問題視しているわけではなく、現在のこの浸透量でダムの10年に1度の渇水年において用水が足りるかどうかを確認しており、現状では用水の供給は可能としています。

しかし、1万5千トンという数字も出ているので、国が今、現地で点検監視体制を強化しており、その結果を検証しながら、また、専門委員会が開かれるので、現状を分析し、地元、また県に内容報告があるので、その内容を検証していきたいと考えています。

**太田副委員長** 結局、今のところ、新たな浸透対策工事までは検討されていないと受け取っていいですか。

**黒垣農村整備計画課長** 具体的な対策についての検討は今のところされていません。さきほど言った専門委員会の中で、検討というか、現在の結果を検証しながら、また技術的な検討を行うようにしており、その結果により何らかの報告があるかもしれないと考えています。

**太田副委員長** マスコミの報道によると、県民に誤解を与えるような、またかというような認識を与えかねないものだったと思います。その辺、マスコミ発表も、もう少し慎重にさせていただきたいと思います。

**黒垣農村整備計画課長** 私どもも地元農家の不安解消がやはり一番重要なことだと考えるので、国へもしっかり地元説明を行っていただきたいということと、観測、検証をしっかりやっていただきたいことを要望しています。

**二ノ宮委員** 19ページの今年産水稻の状況に

ついて聞きます。

作況指数が77ということで、北海道や東北などについては107、8までいっていて、収量の差を見てみると大体100キロぐらいの差が見られました。

四つの低下要因がありますが、この中でトビイロウンカが特にマスコミ等で誇張されたようですが、私は、この何年間か推移を見てみると、高温障害が大きいと思っています。

ヒノヒカリが大分県の平たん地でも作付け適地じゃなくなっているのじゃないかという声も聞くし、ヒノヒカリは確か74%ぐらい——ちょっと数字は間違っていたらすみません、74%ぐらいの県内の作付けになっていると思います。

つや姫とかにこまるを植えることにより分散しようということですが、令和3年産の水稲は、もう種子の申込みが全て終わっていて、今から言っても到底間に合わない状況かと思えます。

さきほどの水稲の作付け率が41.2%で九州で一番高い、だから、農業生産額が低いという説明、私もそう思っていますが、逆に言えば、そういう作付けを九州で一番しているから、その分を大事にして、やはり生産額を上げるような方法をとらないと、畑地化とか言われてもなかなか中山間地域は難しいと思います。

そういうことで、ここにあるように、あわせて令和4年に新品種の導入に向けてとありますが、これは新しい品種のめどが立っていますか、それとも今から国内でありそうなところを探すということでしょうか、その辺を特に教えてください。

**田染農地活用・集落営農課長** 今年産の作況指数77は、やはり気象、そしてトビイロウンカ、委員が言われたようにヒノヒカリに一極集中している75%という作付けの状況が重なった形での全国2番目の不作という状況です。

新品種の関係ですが、奨励品種の決定調査の中で、基本的なデータを取った品種があり、これを来年度、大規模実施圃で栽培適性を確認し、その上で令和4年産に向けての取組という形につなげていきたいと思っています。

それから、中山間地域と言いますか、米の単価向上に向けた取組に関しては、当然重要なことだろうと考えています。県としては、つや姫の取組として、関西の特定した実需者とヒノヒカリより割高で取引を行っており、また、特別栽培米の取組では、例えば、綿田地区の有機減農薬米の直売所での販売など、生産者と直接結びついた取組をしっかりと支えていきたいと考えています。

総合的に、米に関しては、品種の更正なり、高温耐性の品種の導入、そして、トビイロウンカに対しては、新薬剤をしっかりと普及拡大して、災害対策に取り組んでいきたいと思えます。

**二ノ宮委員** よろしくをお願いします。

農家の人はヒノヒカリを、例えば、食味とか長年の経験から、なかなか手放そうとしないんです。恐らく、今年作況指数がウンカとかで悪かったぐらいに思っている。ところが、北海道などでは反収がずっと上がっている。九州は極端じゃないですが、下がっている状況を見たとき、ヒノヒカリ自体が合っているかどうかを農家に言っていないと、今年も悪かった、ずっと悪かったということだけで終わりそうな気がします。そういうこともぜひPRしながら、新しい品種とか、そういうものをよろしくをお願いします。

**守永委員** 2点ほどお尋ねします。

まず一つは、今、二ノ宮委員の質問に関連して、大規模実証圃については県下何か所ぐらいに設置される予定か教えていただきたい。

あと、苗箱施薬の今年産についてのシェアと言うか、施薬状況はどういう状況だったか教えてください。

もう一つ、鳥インフルエンザの関係で教えていただきたいんですが、鳥インフルエンザの防疫作業に関わる方々については、人間のインフルエンザの予防接種を必ず受けるようになっていたかと思いますが、それは今も変わらないのかということと、今年、防疫作業に関わる県の職員はもう既に予防接種されていると思いますが、防疫作業に関わる業者もインフルエンザの予防接種は済んでいるか、その辺確認させてください。

い。

**田染農地活用・集落営農課長** まず、大規模実証圃の関係ですが、2月時点で、これからの取組についての方針を出していきたいというところで、現在、関係機関、関係農家からの意見も聞きながら、検討しています。

苗箱剤については、かなりの量が普及してきており、使用量がちょっと出てこないんですが、昨年対比8倍程度が流通されているようです。こういった剤をしっかりと普及しながら、トビイロウンカの防除を徹底していきたいと考えています。

**河野畜産振興課長** 昔はインフルエンザワクチンを打っていないと防疫作業に従事できなかったのですが、今の防疫服の性能を考えると、例えば、もし人間が鳥インフルエンザにかかって、それが人間にうつりやすいものにすぐなるかということ、そういうことも考えにくいということで、必ずしも今、インフルエンザのワクチンを打っている方だけが防疫作業に従事するわけではありません。

**守永委員** 苗箱施薬剤のシェア状況については、具体的な数字が分かれば教えていただきたいと思います。

また、2月時点で大規模実証圃の方針を整理するということですが、多分地形が多種多様ですので、中山間地帯、平場地帯それぞれで設けるだろうと思いますが、できれば県民の皆さんによく新品種の状況が分かるような対応をしていただきたいと思います。

また、インフルエンザとの関係は、情報をいただきありがとうございます。理解したので、またよろしくお願いします。

**三浦地域農業振興課長** ピラキサルト剤の出荷量について、全農及び商系業者の合計ですが、苗箱施薬剤として128トン流通しているうち61.8トン、シェアで48%がピラキサルト剤になっています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありますか。

**古手川委員外議員** 22ページの1千万円以上の経営体の件で、長崎県がこれだけ狭い耕地面積の中で増えているのは、どういうものを生産して増やしてきているのか伺いたい。

**宇都宮農林水産企画課長** 長崎県の場合、大分県と同じで耕地面積等が非常に小さいですが、一つは収益性の高いハウス栽培でやっているものだったり、島の方で結構畜産が盛んだったり、最近では、加工用のジャガイモも結構手広くされています。いちごとかも結構盛んであり、水稲からほかの園芸品目に移っていった状況で、1千万円以上の農家が非常に多い状況になっているようです。

**古手川委員外議員** なかなか増えない大分県との違いはどんなところにありますか。

**宇都宮農林水産企画課長** なかなか難しいところですが、大分も今回いくらか数字的にはよくなってはきている状況にはあるので、引き続き、やはりもうかっているんだということを見せないと後継者も残らない状況になるので、できるだけもうかっている人が、もうかっていますよと声を上げていただくような取組をしていただくと非常に助かると思っています。

長崎県もいろんな取組をされ、農家数と言いますか、もうかっている方を増やしていっていると思うし、佐賀県も最近いろいろと力も入れてきているようで、他県を分析しながら、取組を進めていきたいと思っています。

**古手川委員外議員** 出てくる話が1千万円以上とか大きな話で、ブランド化、そういう話がどうしても報告の中の主になる。前から私は言っていますが、1千万円前後、家内的な農業にプラス1人か2人、そしてヘルパーとか、そういう形も大事だと思います。だから、そういうところの話もまた、これからも少し議論させていただきたいと思います。

何とかそこを頑張らないと、知事が言われるように、地域の人口定着という大きな課題、違う課題も抱えていると思うので、規模拡大、ブランドということだけでなく、1戸の農家体が1年を通じていろんなものを生産していく中で、収益をきちっと上げるようなモデル、そういう

モデルは県内にもたくさんあると思うので、そこで今言われるもうかっているよ、安定的な農業ができるよ、それで、後継者がちゃんと残って、うちに帰ってきてというもの、やはり企業的な農業と違うものだと思います。

時々私、話題にする肉牛の部分も、先般も、ここの報告にある枝肉の品評会を見させていただきました。大手の冷凍庫を御案内いただきましたが、非常にすばらしい肉でした。やはり平均的に、県内で消費できるようなもの。大分に来ると、うまい肉があるよねということだと思いますので、生産量に見合った形のものとなると、やはり家内工業に少しプラスしたような形で1千万円か1,500万円ぐらいの範囲の中で、御家族でできるような、そんなモデルもまた議論させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**宇都宮農林水産企画課長** 1点だけ弁明させていただきます。

販売額1千万円以上は、実入りと言うか、所得で考えれば、300万円から500万円ぐらいの間の方々になるので、大体サラリーマン並みぐらいかなということで1千万円以上の販売額という形で資料として出しています。

**古手川委員外議員** 揚げ足を取るわけじゃないですが、そうすると1千万円、3千万円、5千万円、これだけの数しかないと、本当にお父さんとお母さんがこつこつやって、お米も作って、野菜も作って、そうしないと食えない農業っていう数字に見えちゃうので、すみません、もういいです。

**今吉委員外議員** 農業というと、もうかる農業だと思いますよね。たまたま、今の農業は、気候変動とか災害もあり、実際かなり難しくなっていると思います。水稻も今だんだん少なくなることもあるので、19ページに今後の対策として、品種の分散とか、土づくりから、いろいろ改良点も出てくると思います。

今、県で力を入れているのが、今回の災害もそうですが、田んぼを畑にするということを補助を出してやっていますよね。

この前も中津の農家の方と話をしましたが、

田んぼを畑にするのはいいけど、どういう品種がいいか、なかなかぴんとこないと言うんです。今、温暖化もあり、どんどん農業自体、品種も変わっていく中で、県としてはそういう農業の研究所は当然持っているんですよ。今日の朝刊に農林水産研究指導センター畜産研究部のカッコいいお兄ちゃんが載っていましたが、そういう研究センターが県にはいくつかあると思います。今回、田んぼを畑にするときに、具体的に、複合的に品種から土壌改良から、どういう作物がいいかというところは研究所で当然それはやっているとありますが、そのPRが足りないと思います。

だから、このくらい気候変動していると作物も変わるし、農業者も作るためにそういうところの知恵を借りないと、農業者がこれがいいといってもなかなか思うようにいかないんですね。土壌改良からいろいろな問題を含んでいるので、今後、県として、複合的に提案をしてほしいと思うんですが。

**三浦地域農業振興課長** 申し訳ありません、遅くなりました。

県内の農林水産研究指導センターは、農業研究部、水田農業グループ、果樹グループ、花きグループと、農業関係では4か所、畜産が1か所、林業関係、きのこ関係で2か所、水産関係2か所という形でセンターを持っています。

それから、研究センターも、ホームページや普及カード、今朝のマスコミに少し出ていましたが、マスコミでの対応、それから、研究員が直接出かけて行って生産者や指導者に対して行う研修会などを通じて、研究成果の普及に取り組んでいます。

また、普及カードは振興局の普及指導員を通じて生産者に届くような形をつくっています。

それから、水田農業グループでは、水田畑地化にあわせて、どういう品目を入れて、どういう経営が可能かという研究課題を設けて、今、取り組んでいます。

**今吉委員外議員** 大分県の県北、県南では気候が違うでしょう。だから、そういうところは本当にどれが合って、こういう農業ならもうかる

よということを実践的にして、部長なんかも定年後にそれを作ってもうかろうぐらいの気持ちでやってほしいと思います。よろしく願います。

**太田副委員長** 私も小さな田んぼですが、畑地化を実践しています。実際、水田を畑地化し、基盤ぐらまでトラクターで起こすと、今まで水田では気にならなかった小石やらがどんどん出てきて、畑作には向かない土地が結構中山間地にはいっぱいあります。豊後大野なんかの黒ボクの土地なら容易に畑地化できるでしょうけど、100年かけて水田として作ってきたところを畑地化するのは、また違った意味での悩みが出てきます。言葉で簡単に畑地化と県が推奨しますが、現場では非常に大変な思いをする農家も逆に出てくると思います。畑地化に向く土地と向かない土地があるので、十分農家と相談しながら進めていく必要があります。それと2、3年同じものを栽培すると、病気等出て、別の土地を探さなければいけないという違った意味での悩みがまた出るの、なかなか大変なことになるのかなど。その辺、農家に寄り添った指導をぜひしてほしいと思います。

**安東農村基盤整備課長** 水田の畑地化、特に基盤整備をするとき、注意している点があります。

それは、排水をいかによくするかということです。現状の地下水位——田んぼのときは気にならないのですが、畑になると、そうした排水の問題が非常に大切で、現状の地下水位をしっかり押さえながら、ホースを入れて、暗渠排水を必ず実施する形で考えています。

暗渠排水をするとき、田んぼに穴を開けていきますが、委員が言われるとおりに、そのとき石がたくさん出てきます。そうした部分について、現在、ストーンピッカーとかストーンクラッシャーという除礫機械を導入しながら、水田畑地化にあわせて、配水と除礫をセットで補助事業の中で実施できます。今後、こうした部分も圃場整備や基盤整備に積極的に取り入れながら進めていきたいと思うので、また状況等があったら教えていただければと思います。

**鴛海委員長** 安東課長、今の機械は何て言いま

すか。

**安東農村基盤整備課長** ストーンピッカーとストーンクラッシャーです。これは1ヘクタール当たり、ストーンピッカーだと大体300万円ぐらいで施工できます。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**吉村委員** すみません、1点だけお願いします。これは要望というか、お伺いです。

今、国でやっている高収益作物次期作支援事業があると思います。園芸振興課の担当班の方には本当に丁寧に御対応いただいています。ありがとうございます。

数が分かれば後でも結構です。県内でどの程度の方が申請されているのかを伺いたい。

あと、国で対象が二転三転し、事業の内容も二転三転して、現場が非常に混乱している声を伺います。

J Aがフロントに立ってやっていますが、説明がうまくいっていない部分もあるようで、出ると言われてやったのに出ないじゃないかという声も実はいくつか伺っており、県でもJ Aとも連携を取りながら、もう少し農家に分かりやすい形で説明いただきたいと思います。よろしく願います。

**牛島園芸振興課長** 次期作支援の要望の数は、3次の分しかまだ出ていないんですが、今、県内で1千戸、金額で20億円程度で1回目の要望を出して、国の変更が来たところです。

見直しの内容については、おっしゃるとおり二転三転していますが、最終的には2月から4月に出荷があつて、なおかつコロナの影響があつた高収益作物となっています。

売上げが前年同期より減少していることが条件で、生産者が混乱しているというのは聞いています。

国もこの見直しを出した後、それぞれの地区に入り、説明会等を農協を主体として開いていますが、今後も、引き続き、そういった要望が

あったら、会議を開き、十分説明していきたいと思っています。

**吉村委員** 1点例で言えば、農機具を購入したと。説明を受けた当時は買い方に関しては何も言われなかった。ただ、その方が最終的にリースを払い終わったら自分のものになる形のリースをしたにもかかわらず、リースに関しては来年3月までしか補助が出ないということで、それなら早く言ってくれば全部買ったよという話です。よろしくをお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 特にないようでしたら、私から1点。

指定管理者の指定の関係で、会派の議案説明会でたくさん意見が出て、その中で1点だけ、整理しておいてくれないかということがあったんで言いますが、農業公園の関係で、遊具を1か所に集約して、また、イベント広場、ステージを設けてはどうかとか、また、広大な敷地なので、3分の1ぐらいに集約して、管理する面積を狭くしたらどうかとか、そういうことがあったので、見直しのときにぜひ視野に入れておいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**鴛海委員長** それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、所定の手続を

取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは、私から提案です。

さきほど、公の施設の指定管理者の指定について、審査、採決し、様々な御意見がありましたが、特に、大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館について、一度、現地調査を行い、委員会として課題等を把握しておきたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔協議〕

**鴛海委員長** それでは、12月10日に実施することとし、細部については、委員長に御一任願います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 行程は後日お示ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。